

学校経営のポイント

文科省の“懲戒・体罰基準”通知

若井 彌一

本年2月5日、文部科学省（文科省）は、学校教育における懲戒・体罰の運用基準について、全国の都道府県教育委員会等に通知した。

教育再生会議による“見直し”提言

今回の通知は、去る1月24日に公表された教育再生会議「第1次報告」において、「(3)暴力など反社会的行動を繰り返す子供に対する毅然たる指導、静かに学習できる環境の構築」という見出しによる、次のような提言に対応したものである。

「国において、教員が毅然とした指導ができるよう、学校の指導や懲戒についての昭和20年代の『体罰の範囲等について』など関連する通知等を、18年度中に見直し、周知徹底の上、本年度新学期から各学校で取り組めるようにする。」

「18年度中に見直し」という注文がつけられており、文科省がどのような対応をするかが注目されていたところである。

提言中にある「体罰の範囲等について」とは、昭和24年8月2日、当時の法務府の発表による「生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得」（通達）や、前年（昭和23年）12月22日の法務庁法務調査意見長官名による懲戒の程度に関する通達（「児童懲戒権の限界について」）を想定しているものと思われる。

これらは、その後、今日にいたるまで久しく学校教育における懲戒のあり方に関する指針としての役割を果たしてきたものである。教員採用選考試験や管理職選考試験でも、これらの内容が、空欄補充や正誤判定問題の素材として多用されてきた。

教育再生会議では、上述のように、これらの通達

について「教員が毅然とした指導ができるよう」にするという観点から、18年度中の「見直し」の必要を提言していた。

教育再生会議の提言は、学校教育法の懲戒規定（第11条）の改正自体を求めるものではない。したがって、第11条の但し書き「ただし、体罰を加えることはできない」という規定を前提としたうえで、その解釈・運用のあり方を見直す提言となっている。

通達の整理を基本とした通知内容

今回の文科省通知について、報道によれば、文科省は「見直しではなく過去の基準に沿った内容」とであると説明している（2月5日『新潟日報』による）。通知内容を要約的に表現した妥当な説明と思われる。

「体罰」を容認しているわけではなく、体罰とそれに該当しない懲戒との区別の考え方を整理して提示したのが今回の通知である。

「個々の懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、単に児童生徒、保護者の主観的言動で判断せず、その状況や児童生徒の年齢、健康状態などを考えて判断する」「物理的な力による懲戒行為すべてが体罰とはいえない。『状況に応じ一定の限度内で許容される』とした判決もある」などは、運用上、微妙なところもあるが、通知が「有形力の行使」を無限定に是認する趣旨のものでないことは、通知の最初に示されている「殴る、けるなど身体に対する侵害や、長時間の正座、直立など肉体的苦痛を与える行為は許されない」と照らし合わせれば明白である。

各学校では、この通知の趣旨をふまえ、教育的配慮に富んだ懲戒に努めたい。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授・附属小学校長併任）

●予約受付中！ ●2月刊 坂田 仰（日本女子大学）【解説】A5判100頁・定価1260円 教育開発研究所・刊

『新教育基本法 〈全文と解説〉』

上越教育大学附属小学校【著】B5判215頁・定価2520円

★好評発売中！ 『関係力～「子どもが生きる学力」への挑戦～』

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）